

静岡県における学童保育所の現状と課題

A Study on Nursing Care for School Age
Children in Shizuoka Prefecture

川 島 貴美江

山 田 美津子

Kimie Kawashima

Mitsuko Yamada

はじめに

わが国は少子高齢対策施策について、さまざまなプランを出してきた。ゴールドプラン21、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化対策プラスワンなどである。また、児童福祉法は制定後、50年を経て、時代のニーズにあった児童福祉サービスを具体的に提供すべく、1997年大幅に改正された。1999年12月の新エンゼルプランは、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(H11.12.19.大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣合意)の別称であった。これは、従来のエンゼルプランおよび緊急保育対策等5ヵ年事業を見直し更にさら重点的に実施すべき方向を示したものである。この主な内容は、「保育サービス等子育て支援などサービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、母子保健制度・体制の整備、地域で子どもを育てる教育環境の整備」などである。

「学童保育」(放課後児童健全育成事業)とは、親が働いていて家庭にいない放課後や学校休業日の小学生(低学年)を預かり、保育する事業として1997年の児童福祉法の改正により社会福祉事業に位置づけられた。その数は毎年500ヵ所から900ヵ所増え続けている。2002年(平成14年)5月1日現在、全国では、1万2,782ヵ所、登録児童数は54万7,432人となっている(2003年、厚生労働白書)。放課後児童健全育成事業については、2003年度(平成15年度)においては、新エンゼルプランおよび仕事と子育ての両立支援策に基づき、国庫補助対象の学童保育の800ヵ所増加を図ることとしている。

働きながら子育てをしている家庭にとって学童保育所は保育所と並んでなくてはならない施設である。共働き家庭や一人親家庭などの親が昼間家庭にいない小学生は、学校から帰った後、親が帰るまでの長い時間を子どもだけで過ごさなければならない。学童保育は、父母が働いている間、子どもたちに安全で充実した生活を保障してほしいという親達の切実で長きにわたった願いが原動力となって制度化が始まったと言えるのである。児童福祉法改正の中に明記され、法定化された学童保育は、制度化された5年間で3,800ヶ所増え、全体の3分の1が急増の中にあると言える。共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加の中で、仕事と子育ての両立のために欠かせない学童保育所へのニーズが確実に広がっていると言える。

本研究は、法定化によって、急性期にあるともいえる学童保育について、静岡県における学童保育所の現状と課題について調査研究したものである。

1. 研究目的

学童保育所は、学校が終わってから子ども達が、自分の足で帰ってくる施設であり、学校と家庭の近くに設置される必要がある。設置数としては、小学校の半数を越えてはいるが、都道府県別にみても、格差はまだ大きい。学童保育所は急増しているものの、実質には、不足しているのが現状である。平成13年10月1日現在、静岡県においては、279ヵ所（公設49ヵ所、私営230ヵ所）の学童保育所が存在している。本研究は、保育所が国のさまざまなプランを背景に、多様なニーズに答えるべく、その機能を拡大させているが、その整備事業の両輪ともいえるべき学童保育が保育所と同様、地域に真に根づくものとなるよう現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

アンケート調査を実施した。

1)調査方法

郵送にて発送および回収した。調査に対する質問は随時電話で対応した。

2)アンケート調査の名称

「学童保育所に関する調査」

3)調査対象

静岡県内の276ヵ所学童保育所（調査日現在、静岡県内のすべての学童保育所）の指導員

4)調査の実施

2002年10月～2003年1月

5)回答者（学童保育所指導員）の属性に関する項目

- ①回答者（学童保育所指導員）の性別
- ②回答者（学童保育所指導員）の年齢
- ③回答者（学童保育所指導員）の資格
- ④回答者（学童保育所指導員）の指導員としての経験年数
- ⑤回答者（学童保育所指導員）の保険制度加入の有無

6)学童保育所についてのアンケート調査項目

- ①学童保育所の設置年
- ②学童保育所の設置運営主体

- ③学童保育所の開設場所
- ④学童保育所の施設設備
- ⑤学童保育所の定員と利用児童数
- ⑥学童保育所の障害児の受け入れ状況
(受けている場合の自治体の加算の有無、指導員の加配制度の有無)
- ⑦学童保育所の開設日数
- ⑧学童保育所の開設時間
- ⑨学童保育所の開設時間と親の労働実態
- ⑩学童保育所の活動内容
- ⑪自治体による学童保育所の指導員の資格の規定
- ⑫学童保育所の指導員の人数及び雇用形態
- ⑬学童保育所の指導員の勤務体制
- ⑭学童保育所の子どものいる時間の指導員数
- ⑮学童保育所の指導員の学習・研修の機会について
- ⑯学童保育所の指導員の経験年数による賃金の違いについて
- ⑰学童保育所の指導員の賃金の支払い方法
- ⑱学童保育所の指導員の退職金の有無
- ⑲学童保育所の父母の負担金について
- ⑳学童保育所の父母会の有無
- ㉑学童保育所での宿題についての対応
- ㉒学童保育所でのおやつについて
- ㉓学童保育所での行事について

《自由記述欄》

- ①施設設備に関すること、②指導員に関すること、③開設日・開設時間に関すること
- ④活動に関すること ⑤利用する児童について、⑥保護者との関係 ⑦その他

3. 調査結果と考察

1)回答状況

総数276ヵ所に対して、回収数155ヶ所であった。回収率56.2%であった。

2)分析方法

調査項目すべてを項目ごとに単純集計した。

3)結果の概要

(1)回答者（学童保育所指導員）の属性

調査の対象となり、回答を得た学童保育所の回答者の属性については次のとおりである。

①回答者の性別について

まず性別についてみると、女性が140人、90.3%、男性7人、4.5%、無回答が8人、5.2%で

あり、女性が圧倒的に多かった。

②回答者の年齢について

回答者の年齢についてみると、全体としては40歳代が最も多く、63人で40.6%、ついで50歳代が46人、29.6%、60歳代が19人で、12.3%、20代が10人で、6.5%、30歳代が9人、5.8%であった。40歳代～60歳代が128人で、82.5%を占めた。10歳代、70歳代、80歳代はなく、無回答が8人で5.2%であった。

③回答者の資格の種類について（複数回答）

回答者の資格の種類については、「教員免許を取得している者」が103人、54.8%、「保育士資格を取得している者」が45人で23.9%、ついで「無資格」が20人、10.6%、「児童指導員資格の者」が5人で、2.7%、「その他」が5人、2.7%、「母子指導員の資格を持っている者」が2人で、1.0%であった。無回答が8人で、4.3%であった。

④調査年における回答者の指導員としての経験年数

調査年における回答者の指導員としての経験年数について、「6～10年目」が最も多く37人で、23.9%であった。ついで、「2年目」が25人で16.1%、「3年目」と「4年目」という経験年数の者がそれぞれ24人と同数であり、15.5%であった。さらに経験年数「5年目」の者が13人で8.4%、「16年以上の者」が9人、5.8%、「11年～15年目」の者が8人、5.1%、「1年目」という者が7人で4.5%であった。無回答8人、5.1%であった。

⑤回答者の保険の加入の有無について

回答者の属性に関する調査の最後の項目は、回答者の保険の加入の有無について尋ねたものである。一番多いのが、「加入なし」と答えた者が59人であり、38.1%であった。「労働保険に加入している」者は、30人で19.4%であった。「社会保険に加入している」者は、25人であり、16.1%であった。「労働保険、社会保険の両方に加入している」と回答した者は、33人、21.3%であった。無回答は8人で、5.1%であった。

(2)学童保育所についてのアンケート調査結果

①学童保育所の設置年

学童保育所の設置年について尋ねたところ、回答のあった155ヵ所について、昭和42年から昭和63年までの間に設置されたものは、46ヵ所で29.7%、平成元年から平成14年までの間に設置されたものが104ヵ所で67.8%、無回答が5ヵ所で3.2%であった。昭和の時代は、56年、57年が6ヵ所設置されたが、その他は毎年1～2ヵ所程度設置された。エンゼルプラン策定直後の「緊急保育対策等5ヵ年事業（平成6年）」の推進により、平成7年より急増したと言える（平成7年－10ヵ所、平成8年－3ヵ所、平成9年－4ヵ所、平成10年－14ヵ所、平成11年－18ヵ所、平成12年－25ヵ所、平成13年－17ヵ所、平成14年－2ヵ所）。

②学童保育所の設置運営主体

設置運営主体については、「公立民営」が91ヵ所で、58.7%、「公立公営」が53ヵ所で、34.2%、「民立民営」が11ヵ所で、7.1%であった。

③学童保育所の開設場所（複数回答）

学童保育所をどのような場所に開設しているのか、19の分類の選択について、主な回答を取り上げてみると、上位から、「学校の余裕教室（空き教室）の利用」が58ヵ所、37.4%と最も多い。ついで2番目に多いのが、「学校敷地内の学童保育所専用施設」が22ヵ所、14.4%、3番目が「公民館内」が15ヵ所、9.7%、4番目が「学校校舎内の放課後学童保育所専用施設」が14ヵ所、9.0%、5番目が「学校敷地外の公設専用施設」が11ヵ所、7.1%であった。6番目としては、「児童館・児童センター内」が7ヵ所、4.5%、7番目に回答が多かったのは、「その他の自治体所有の敷地内」と「民家を借用」が同数の5ヵ所、3.2%であった。少数回答としては、「余裕教室（空き教室）以外の学校施設利用」が3ヵ所の児童クラブ、「社会福祉協議会・公社が設置した施設内」が3ヵ所、「法人立保育所内」が3ヵ所、「公立保育所内」が2ヵ所の学童保育所より回答があった。

開設場所の選択肢および回答状況は表1のとおりである。

表1

開設場所の選択肢および回答状況（複数回答）155ヵ所の内訳	
1	学校敷地内の学童保育クラブ専用施設 22ヵ所
2	学校校舎内の学童保育クラブ専用施設 14 "
3	余裕教室（空き教室）を利用 58 "
4	余裕教室（空き教室）以外の学校施設利用 3 "
5	児童館・児童センターを利用 7 "
6	学校敷地外の公設専用施設 11 "
7	公民館内 15 "
8	公立保育所内 2 "
9	公立幼稚園内 0 "
10	その他の自治体所有敷地内 5 "
11	町内会・自治会・団地の集会所 2 "
12	社会福祉協議会・公社が設置した施設内 3 "
13	法人立保育所内 3 "
14	その他社会福祉法人が設置した施設内 1 "
15	父母が建てた独立専用施設 1 "
16	アパートマンション等の一室 0 "
17	民家を借用 5 "
18	神社・寺院 0 "
19	その他 3 "
合計 155ヵ所	

④学童保育所の施設・設備

施設は新しいか古いかという質問には「新しい」が36.9%、「古い」が47.0%、「どちらとも言えない」が、4.0%、無回答が12.1%であった。施設の広さ・狭さについての質問には「広い」が24.2%、「狭い」が57.0%であり、「どちらとも言えない」が、4.0%、無回答が14.8%であった。

設備については、「十分整っている」が、27.5%、「不十分」が、53.7%、無回答が18.8%であった。学童保育所の施設・設備について、古くて狭く、設備が十分でないという施設像が浮かぶ。「新しい」と答えた学童保育所は、36.9%であるが、学童保育所そのものが建設されたばかりで建物として新しい。それでも、狭くて不十分な施設設備であることが指摘されている。具体的な声としては、「エアコンがない」、「トイレ・手洗場の不備」、「安静させる場所がない」、「台所や調理器具がない」、「遊具がない」などである。

⑤学童保育所の定員と利用児童数

学童保育所の定員について、10人（1ヵ所）から60人（4ヵ所）と幅広い。定員40人の学童保育所が59ヵ所、30人が20ヵ所、20人が12ヵ所、などであった。利用児童数については、「1～3年生」が、4,044人、「4～6年生」が、241人、であった。定員に対して、オーバーしているのは21ヵ所であり、定員ちょうどは少ない。定員割れも多く、特に定員が少ない学童保育所では、定員に満たない学童保育所もあり、利用児が3人という所もあった。

⑥学童保育所の障害児の受け入れ状況

（受けている場合の自治体の加算の有無、指導員の加配制度の有無）

学童保育所の障害児の受け入れ状況について、ア. 受け入れの有無、イ. 自治体の加算の有無、ウ. 指導員の加配制度の有無の3点について尋ねた。

ア. 学童保育所の障害児の受け入れおよびその現在人数について

障害児を受け入れている学童保育所は、41ヵ所で27.5%であり、受け入れていないと答えた学童保育所は、102ヵ所で68.5%であった。無回答は、6ヵ所で4.5%であった。障害児を受け入れている41ヵ所の中の受け入れ人数の状況であるが、回答のあった29ヵ所の学童保育所の内、1人の受け入れは18ヵ所、2人の受け入れは7ヵ所、3人の受け入れは3ヵ所、5人の受け入れは1ヵ所の学童保育所があった。

イ. 自治体の加算の有無

障害児を受け入れている時の自治体の加算の有無について、「あり」が12ヵ所、「なし」が76ヵ所、無回答 67ヵ所であった。

ウ. 指導員の加配制度の有無

「あり」が28ヵ所、「なし」が71ヵ所、無回答 56ヵ所であった。

⑦学童保育所の開設日数

年間最低170日から303日までとまちまちであった。「土曜日に開設している」が、74ヵ所、

「土曜日に開設していない」が、79ヵ所であり、無回答が2ヵ所であった。日曜日に開設しているのは0ヵ所であった。

⑧学童保育所の開設時間

学童保育所の平日の開所時間は、すべての学童保育所が12:00～13:30の間であった。

閉所時間は、平日、「18:00まで開設」が40.0%、「18:30まで開設」が、24.0%、「17:30まで開設」が、16.0%であった。その他として、「16:00まで開設、16:30まで開設、17:45まで開設、19:00まで開設」が全部合わせて、20.0%であった。一番早い時間が、16:00まで、一番遅いのが、19:00まで開設となっていた。土曜日開設しているすべての学童保育所の開設時間は、7:30分から9:00の間であった。土曜日の閉所時間は、「12:30閉所」という時間が最も早く、1ヵ所であった。最も遅く閉所する学童保育所は、「19:00閉所」であり、これも1ヵ所であった。最も多かったのが「17:30閉所」で、35.1%であり、ついで「18:00閉所」が29.8%、「18:30閉所」が、17.6%であった。

⑨学童保育所の開設時間と親の労働実態

「親の労働実態に見合う開設時間になっている」が106ヵ所であり、「親の労働実態に見合っていない」が42ヵ所、「どちらとも言えない」が1ヵ所であり、無回答が6ヵ所であった。

⑩学童保育所の活動内容

宿題、読書、テレビ視聴、自由遊び（戸外、学童保育所内）、などおやつ時間を挟んで、利用児の年齢・状況に応じて活動がなされていた。

⑪自治体による学童保育所の指導員の資格の規定（複数回答）

自治体で学童保育所の指導員の資格を規定しているかどうかについては、「規定している」と回答した者は、50.3%で、約半数の自治体で資格を規定している。「規定していない」と答えた者は、40.1%であった。「規定している」とした資格の内容は、「教諭」が80箇所ヵ所、「保育士」が66ヵ所、「児童指導員」が4ヵ所、「母子指導員」が4ヵ所、その他が99ヵ所であった。

⑫学童保育所の指導員の人数及び雇用形態

「常勤」が30.7%、「非常勤」が52.1%、「アルバイト」が、13.5%、「ボランティア」が、3.7%であった。

⑬学童保育所の指導員の勤務体制

指導員の勤務体制について、「すべて毎日勤務する」と答えた者が86人で、57.7%であった。「毎日勤務と毎日勤務でない組み合わせ」と答えた者が41人で、27.5%であった。「すべて毎日勤務ではない（ローテーション）」と答えた者が20人で、13.5%、その他が2人、1.3%であった。

⑭学童保育所の子どものいる時間の指導員数

子どものいる時間の指導員数について尋ねた。「すべてのところで複数体制」と答えた者が112人で、72.3%であり、7割の学童保育所で複数体制をとっている。次に、「ほとんど複数だが一部に一人」と答えた者が30人で、19.4%であった。「複数と一人が混在」と答えた者が6人で、3.9%、「ほとんどが一人と答えたものが混在」と答えた者が5人で、3.2%、無回答が2人で、1.2%であった。

⑮学童保育所の指導員の学習・研修の機会について

「あり」と答えた者が、144ヵ所、92.9%、「なし」と答えた者が、6ヵ所、3.9%、無回答は、54ヵ所、3.2%であった。実施回数は、年間1回から50回までと広い。「年間2回」が38人、「年間1回」が23人、「年間3回」が11人、「年間10回」が9人、「年間12回」が8人であった。

⑯学童保育所の指導員の経験年数による賃金の違いについて

指導員の経験年数によって賃金が異なるかどうかの質問には、「異なる」が、35人で22.6%、「異なるない」が、116人で74.8%、無回答が4人、2.6%であった。

⑰学童保育所の指導員の賃金の支払い方法（複数回答）

賃金の支払い方法についての質問である。「時給×勤務時間」と答えた者が最も多く、123人で、71.9%であった。ついで多かったのが「月給制」と答えた者で、42人で、24.6%であった。「日給×勤務日数」は、5人で2.9%、その他が1人で0.6%であった。7割が時給制である。

⑱学童保育所の指導員の退職金の有無

退職金の有無について、「なし」が、131人、84.5%、「ある」が、20人、12.9%、無回答が、4人、2.6%であった。

⑲学童保育所の父母の負担金について

保育料は、無料から1万5,000円までと幅広い。1,500円が24ヵ所、5,000円が22ヵ所、7,500円が15ヵ所、などである。民設民営が高額である。兄弟割引、単親家庭、非課税家庭に対する割引を実施している学童保育所もある。次におやつについての負担金であるが、月額0円～5,000円と幅広く、最も多いのは、月額1,000円と2,000円の負担が同数で30箇所であった。その他、光熱費が、2,000円、父母会費が、300～1,000円、教材費が、500～7,000円、障害保険料が、1,000～2,000円（年間）などの負担金がある学童保育所もあった。

⑳学童保育所の父母会の有無

学童保育所におけるの父母会の有無について、「つくられている」が、103ヵ所で、66.5%であり、「つくられていない」が、50ヵ所人で、32.3%であった。無回答が2ヵ所、1.2%であった。

㉑学童保育所の宿題についての対応（複数回答）

宿題についての対応はどのようにしているのだろうか。最も多かったのが、「子どもの判断に任せ、宿題をする子どもには場所と時間を保障する」であり、89人が回答、50.3%であっ

た。約半数が場所と時間を保障すると答えている。次は、「時間を決めて一斉に宿題をする」が、48人であり、27.1%であった。ついで「家庭ではできない子、親からの要求のある子になど個別に対応する」が、28人であり、15.8%であった。「宿題は一切やらない」という回答は0であり、その他が、12人、6.8%であった。この質問項目の自由記述をみると、一応基本的には声かけをし、子どもの意思を尊重して強制しないという考え方が見て取れた。

②学童保育所のおやつについて

「指導員が買って用意する」が76ヵ所、「子どもが買って用意する」が10ヵ所、「指導員の手作り」が67ヵ所、「子どもの手作り」が27ヵ所、「その他」が15ヵ所であった。「指導員の手作り」と回答した67ヵ所の内、10ヵ所の学童保育所が毎日実施しているとのことであった。施設・設備の不備にもかかわらず、手作りのおやつを子ども達に提供しようとする心配りが窺える。また、手作りのおやつは、子ども達の手作りへの参加や異年齢児との協力・交流の時間を意識して、指導員が手間隙かけるという姿勢がくみ取れた。

③学童保育所の行事について

年間を通して、時期と季節に合った行事を行っている。それらは、「子ども達だけで取り組むもの」、「父母とともに取り組むもの」、「地域の人とともに取り組むもの」、「地域の他の学童保育所と合同で取り組むもの」など多彩にわたっている。

「子ども達だけで取り組むもの」として、毎月の誕生会、クリスマス会など季節の行事（まめまき、ひなまつり、七夕、ハロウィンなど）であったり、カレーライスづくり、焼き芋づくり、おやつづくり、サンドイッチづくり、ケーキづくりなどの子ども達の作れる料理やおやつづくりなどである。

「父母とともに取り組むもの」としては、バーベキュー大会、流しそうめん、もちつき、キャンプ、バザー、親子遠足など季節の流れの中で、親子で過ごす企画が盛り沢山であった。

「地域の人とともに取り組むもの」としては、老人会との輪投げ、文化祭、陶芸教室、地区行事への参加など、地域の社会資源の利用や地域団体との交流、老人ホームとの交流 また、清掃奉仕などのボランティア活動、座禅会、芋掘り、野菜採り体験など地域の人とともに取り組む企画が工夫されている。

「地域の他の学童保育所と合同で取り組むもの」は、ドッジボール大会、バス遠足、学童祭り、学童クラブ交流会、ミニ運動会、綱引き大会など、子ども、父母、地域の人々が集まり、交流できる季節の行事や催し、スポーツ大会、作品展、映画会、旅行など、多彩であった。

4) 考察およびまとめ

上記の単純集計した結果により、幾つかの観点から、アンケートの自由記述の内容をふまえて、静岡県における学童保育所の現状と課題について考察する。

①学童保育所の施設・設備について

大半の学童保育所が、“狭くて設備が不十分”と言える。

学童保育を開設している場所の最も多くは、小学校の余裕教室である。近年少子化により、余裕教室が増えている中で、この傾向は強まっている。しかし、余裕教室でも改修することな

く、間借り的に利用しているため、広さ、布団、遊具、ロッカーなどの備品、エアコンやトイレ、手洗い場などの施設・設備、給食・おやつのための簡単な厨房設備など、子ども達の生活の場に必要内容を備えた学童保育専用の建物と部屋があり、快適に過ごすことのできる諸施設・設備が整っているとは言い難い。

加えて、小学校の管理的制約や地域の人々が活用したりすることもあるため、空間的・時間的不自由も感じている。

「あまりの狭さに子どもの身体を休める場所がない」、「雨の日は、子どもがあふれ、足の踏み場もない」、あるいは「道路に直面しているため、戸外で遊ばせることができない」、あるいは「子ども専用のトイレがなく、トイレを使用するのに子ども達が列をつくる」、「小学校の空き教室を借りているため、体調が悪くなった子を寝かすスペースもなく、湯を沸かしたくても、その設備もなく、古い教室のため電源のアンペアも少ない。古くて地震の時が心配である」など、果たして子ども達が豊かで快適にのびのびと過ごせる場所であるか憂慮される。子どもが安全な空間で楽しく安心して遊ぶ場としての保障がなく、仮住まいの片身の狭さと必要な設備が整っていない環境であることに対する声が大変大きいことが感じられる。

②指導員について

指導員は“女性が圧倒的、非常勤、時給、退職金なし”が多数を占める。

学童保育の役割、目的を果たす上で、なくてはならない指導員の体制・配置についても整備の立ち後れがかなり指摘されている。その声は不十分な身分保障や厳しい勤務体制の中で、指導員としての責任を果たすことに日々頑張っている切実な叫びである。指導員の体制・配置は、ローテーションや一人体制のところが増えている。また、児童館の職員を兼務しているところもある。運営の形態を問わず、不安定な雇用や劣悪な雇用条件である。非常勤職員か臨時職員対応であるところが少なくない。「常勤で朝から余裕をもって準備したい」、「子どもに対しての仕事だけでなく、職員との打ち合わせや日誌・通信記録を作成する時間などが欲しい」など切実な声がある。「時給のみで賃金が安く、何年働いても昇給がない」、「退職金制度、保険金制度すらない」、「休暇のための交替要員が欲しい」、「怪我をしても保障もない」などの労働環境が保障されていない。指導員の中には、自身の心構えとか指導員の仕事など研修する機会の必要性を痛切に感じている者もいる。しかし、研修はほとんど実施されていない。深刻な悩みを抱える学童保育所が少なくない。学童保育所が指導員の「子どもの命を預かる」という大切な仕事に関わっている指導員の責任感と自負心に支えられているのではないか。

③開設日・時間について

開設日については、夏休み等長期休暇中も開設されているところが大半である。「日曜・祭日にも開設してほしい」、「開設時間の延長」など父母の要望は高い。この父母のニーズに応じて開設日を増やすためには指導員の条件整備は避けられない。

開設時間は、5時までというのが依然として多いのが実態である。アンケート調査によると地域差はあるが「親の就労に見合って開設している」と答えた学童保育所は、106ヵ所（68.4%）、「見合っていない」と答えた学童保育所は、42ヵ所（27.1%）であり、約7割が親のニーズに応じていると考えている。しかし、親のニーズに応じている、あるいは、より応える必要があると認識しつつ、単に預かるのではなく、親との連携の必要性、保育内容の充実が自らに

課せられるべきなどの真剣な姿勢を感じる。長時間預かることで学童保育がその使命を強く果たしている一方、それは家庭の協力があって意味があると指摘する声もある。調査時の回答には、近々、時間延長や土曜開設の実施の予定があり、このことは、また職員の労働条件の課題解決が不可欠である。

④保育内容について

施設・設備の制約によって子ども達の保育活動が保障されていないと感じつつ、学童保育所でなければできない活動の工夫ができるように、指導員たちが創意工夫して取り組んでいる様子が窺える。それ故、保育内容をより充実させるために、研修の機会が保障されること、保護者との協力がとれること、保育のために十分な下準備ができること、子ども達の中から消えてきた伝統的な遊びを取り入れること、など前向きに取り組んでいる。学校でもなく、家庭とも違う場所として、それぞれの学童保育所で工夫をして子ども達の楽しい放課後を保障しようとする指導員達の熱意が窺える。学童保育は、異年齢集団として、学童保育所でしか経験できないような関わりを通して、社会性や協調性を身につく機会となる。家庭の子育てを側面から助ける役割を自覚する学童保育の声も多かった。学校でもなく家庭でもなく、しかし子ども達が魅力を感じて集まる場として、地域からも父母からも信頼を得るような保育内容のためには、保護者の参加が欠かせない。

⑤利用する児童について

国の法律では、対象児童をおおむね「10歳未満」としているが、けっして高学年の受け入れに対して消極的ではない。しかし実際は小学校低学年が主に利用している。学童保育所を利用したいというニーズは高く、指導員としては、積極的に受け入れたいと思っているが、設備や指導員数など環境的な面で受け入れが困難である現状が明らかである。

利用する児童について、年齢、人数に対する状況と課題だけではなく、児童の質や現在の家庭環境を背景にケアの必要な児童の存在について指摘する結果も見逃せない。少子化の中において、学童保育所が子育てをサポートする役割を担う必要性も指摘されている。

⑥保護者との関係

アンケートにおいては、自由記述欄を設けたところ、保護者との関係について、たくさんの記述が寄せられている。保護者との関係づくりの必要性は誰も認めているが、預けっぱなしの保護者が多く、学童保育所の指導員は、連絡を密にしようと努力している。連絡ノートなどをつくったり、お迎えの際には、保護者とのコミュニケーションを深めるよう努めている。近年、利用児の保護者から子どもについて相談を受けることもあり、十分話を聞いたり、適切なアドバイスが必要であったり、指導員の専門性が問われる記述もみられる。忙しくて、せかせかしている母親、問題のある家庭、話しにくい保護者、あるいは、全くコミュニケーションすらとる機会もない家庭などさまざまな保護者を相手にして、一方で子ども達と忙しく過ごす様子がみられる。保護者会の開催を定期的に行ったり、バザーなどの保護者活動を積極的に行ったりしながら、保護者と指導員との信頼関係に努める指導員達の熱意ある声が溢れている。

⑦その他

学童保育所を利用している子ども達の学校、所轄の市町村や教育委員会との連携協力、地域の学童保育所間の交流の必要性、地域そのものの理解を得ることの大切さなど、学童保育所を囲む関係者、関係機関の協力があって、より子ども達の安心して過ごせる学童保育所となる。運営・設備が立ち遅れに対する声をあげていくと共に、地域住民の理解を得て、地域の人々にも広く愛される施設として、情報交換につとめるなどの大切さを感じている指導員の指摘も数少なくない。

まとめ

学童保育は、親が働いていて家庭にいない放課後や学校休業日の小学生を預かり、保育する施設であり、1997年に制度化された。制度化以来、毎年増加し、いまや地域の子育て拠点として必要不可欠である。しかし、学童保育に対するニーズの高まりと設置の状況からは、まだまだその数は不足している。そして、その条件面の整備も大変遅れているといえる。静岡県における調査研究を通して、①独自の施設でなく狭い、②設備が不備であり、子ども達の安全で快適な環境とは言えないことが指摘される。③開設時間・開設日が親の労働実態、つまり親のニーズにあっているのだろうか、④学童クラブの指導員の配置、勤務体制、雇用条件、賃金保障（退職金の保障）、福利厚生保障が万全とは言えず、安心して働く場ではないことが言える。専任の指導員が常勤して子どもの面倒をみる状況から程遠い。以上の点から、⑤保育活動に制約がでたり、子ども達が元気に生き生きと過ごす場の保障がなされないことは、当然、のことと言える。障害児の受け入れまでには至らないのも現状では、手一杯と見て取れる。調査回答者の属性から、40歳代～50歳代が82.5%であった。法制化されても待遇面は改善されていかず、労働条件、労働環境も悪いために入れ替わりが激しい。若い指導員の魅力ある職場として、諸条件を整備していくことは、学童保育所の年齢層の幅が広がり、子ども達にとっても豊かな体験の広がりがあるであろう。

学童保育所の指導員の専門性を高めることも大切であることはもちろんである。指導員自身がその必要性を自覚している。指導員の質を向上させ、活動の中味を豊かにしていくためにも保育技術の習得や利用児理解のための研修の機会の保障など図っていかねばならない。学童保育所が児童福祉法の改正によって、制度化されたとはいえ、設置・運営基準が曖昧である。現状課題の把握を踏まえて、条件整備と改善を行う一方、学童保育の設置・運営基準を明確にすること、これらの責任を国と地方公共団体が果たすことが急務である。学童保育所がその地域にあった、地域に愛される子育て拠点として位置づくためには、それぞれの地域に必要な学童保育所の姿を親や子ども、指導員や学校、関係機関、市町村がまず一緒に考えることである。学童保育所が、働く親の願いによって設置され始めた頃と違い、単に放課後過ごす場として学童保育所が利用されるのではなく、子どもの最善の利益と働く親の権利が保障される安心で快適な福祉の場、指導員が子どもと信頼関係を築き、親の代わりに子どもの成長を支援する場として、今日その役割・機能は変わってきていると思われる。いまや、子育て支援、次世代育成対策に学童保育所の持つ機能は欠かせない。現在、学童保育所で活躍する指導員のためにも、現状分析に基づいた真の制度化が望まれる。

参考文献

- 1) 二宮厚美監修 大阪学童保育連絡協議会編著：子ども時代を拓く学童保育，自治体研究者

2000

- 2) 全国学童保育連絡協議会：学童保育情報〈2002－2003〉, 2002
- 3) 厚生労働省監修：厚生労働白書 平成15年度版

(2003年11月4日 受理)

